

中東情勢の変化による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更に関する特記仕様書

1. 本工事は、供給の偏りや流通の目詰まりにより入手が困難となっているナフサを由来とする建設資材（以下、「調達検討資材」）の調達に必要な経費（以下、「別途調達経費」）について、設計変更を行う対象工事であり、愛媛県中東情勢の変化による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更の運用（以下、「運用」）に基づき適用する。
また、本仕様書は、今治市が諸条件により妥当と判断するものを対象工事とする。
2. 調達検討資材は、運用の2. 調達検討資材に記載している資材を想定している。これにより難しい場合は、監督員と協議するものとする。
3. 請負者は、調達検討資材について別途調達経費が必要となる場合には、事前に「(様式 38) 調達検討資材に関する協議書」を提出し、監督員と協議するものとする。
ただし、迅速な対応が求められる場合には、口頭、電子メールなどで協議することも可能とするが、事後、遅滞なく書面により協議するものとする。
なお、別途調達経費が必要となる場合とは、以下を想定している。
 - ① 調達検討資材の代替資材を調達した場合
 - ② 調達検討資材の流通経路を見直して調達した場合
 - ③ 調達検討資材を調達した場合（ただし別途調達経費を含む）
4. 設計変更に際し、請負者は、「(様式 39) 調達検討資材に関する実施報告書」、調達時期、購入数量、購入単価が記載された実際の取引伝票、請求書等の資料を監督員に提出する。
5. この特記仕様書に定めのない事項については、発注者と請負者の協議により定めるものとし、運用及び本仕様書において、本仕様書を優先する。また、愛媛県中東情勢の変化による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更の運用は、本工事の入札公告又は指名通知時点で適用されている運用を用いる。